

あなたは
〇〇〇〇できますか



はじめに

地方分権が本格化する時代を迎え、地方自治そのものの変革とともに、社会環境も大きく変容しつつある中、本市は、平成 17 年 4 月 1 日に政令指定都市として新しい歩みを始めました。今後は、多様化、複雑化する地域の課題解決のために、政令指定都市としての機能を最大限活用し、自主性、自立性を十分に発揮して、市民が求める新たな価値を創り出し、市民と市が協働して、地域の実情に合った自治を展開していくことが、喫緊の課題となっています。

そこで、本市では、この点を踏まえ、政令指定都市への移行と同時にまちづくりにおける最高規範となる「自治基本条例」を施行し、本市のまちづくりの基本理念や市政運営の基本原則を明らかにしています。

こうした中で、本市は、「静岡市市民参画の推進に関する条例」を制定することとなりました。本条例は、市民参画の推進という使命を担い、市民の市政に参画する権利を保障し、市民が持つ多様な考え方や技能をまちづくりに十分に活かすことのできる実効性のある市民参画の仕組みを構築するものです。これは、自治基本条例の理念を市政運営において具現化していくために、不可欠なものといえます。

「静岡市市民参画の推進に関する条例」の制定に当たっては、まず、立案の段階から市民参画を実践するため、平成 17 年 10 月に自治基本条例により設置した「静岡市市民自治推進審議会」に、条例素案の取りまとめを依頼しました。その後、市民自治推進審議会では、約 1 年におよぶ審議により、その結果を条例素案要綱として取りまとめ、平成 18 年 9 月に市長へ提言を行いました。

市では、その提言を受け、条例中間案を策定して、さらに多くの市民の意見を聴くために、パブリックコメント手続、タウンミーティング、出前講座を行い、聴取した意見を尊重しつつ、条例案をまとめ上げました。この条例案は、平成 19 年 2 月市議会で可決され、平成 19 年 4 月 1 日に「静岡市市民参画の推進に関する条例」を施行する運びとなりました。

市の財政状況について厳しい状況が続くことが予想されるとはいえ、誰もが、より一層心豊かで快適に、安心して暮らすことができる地域社会を築き上げていくためには、市民と市が、ともに知恵と力を出し合い、手を携えて地域の課題解決に取り組んでいくことができる仕組みづくりが不可欠です。

ここにおいて重要なのは、本条例で保障された市民参画の仕組みを、市民と市の双方が効果的に使いこなして、それを実効が伴うものにしていくことです。そのために、市民と市の双方が、本条例の趣旨を十分に理解し、さらには、まちづくりに対する幅広い視野と熱意を共有することで、双方が協力・連携してまちづくりを実践していくことが大切です。

政令指定都市「静岡市」の市民自治によるまちづくりは、これによっではじめて実現することになります。

目次

第1章 総則

第1条 目的	1
第2条 定義	2
第3条 市民参画の基本理念	4
第4条 市民参画の基本原則	5
第5条 市民の責務	7
第6条 市の責務	8

第2章 市民参画手続の実施等

第1節 市民参画手続の内容

第7条 市民参画手続	10
第8条 市民参画手続の実施原則	15
第9条 提出された意見等の取扱い	17
第10条 自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取	18
第11条 実施計画の策定及び公表	23
第12条 実施状況の公表等	24

第2節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

第13条 市民が自発的に提出した意見等の取扱い	25
-------------------------	----

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

第14条 市民意向の把握	26
第15条 行政需要への適切な対応	28

第3章 住民投票手続

第16条 住民投票の実施請求権を有する者等	29
第17条 住民投票の請求に関する処置等	33

第4章 市民自治推進審議会の役割

第18条 市民自治推進審議会の役割	35
-------------------	----

第5章 雑則

第19条 委任	36
---------	----

附則

施行期日、経過措置	37
-----------	----

資料集

1. 静岡市市民参画の推進に関する条例	39
2. 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則	45
3. 静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針	51

第1章 総則

第1章は、総則として、この条例の目的、用語の定義、市民参画の基本原則、市民の責務及び市の責務を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、静岡市自治基本条例(平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。

〔解説〕

第1条は、この条例の目的について定めています。

本市のまちづくりにおける最高規範として位置づける自治基本条例が、平成17年4月1日に施行されました。自治基本条例は、まちづくりを進めていく上で最も基本的な約束事を明らかにし、市民自治によるまちづくりを実現することを目的としています。

「市民自治」とは、自分たちの地域を自分たちで治めることによって、主体的な地方自治の確立を目指すこと、すなわち、このまちに住み、集い、活動する市民が、自らの決定と責任の下にまちづくりを行い、市民の総意によって自主性及び自立性の高い自治体を創り上げることです。

この「市民自治」によるまちづくりの実現を図るには、市民と市がともに地域の課題の解決のために知恵を出し合い考えていく仕組みの構築や環境の整備などの市民参画を推進した市政運営が不可欠となってきます。

自治基本条例は、その目的のために必要不可欠な市民参画の制度やルールなど、市民が市政へ参画するための基本的な事項について、第10条(市政への参画権)や第21条(市民意見の聴取)などで明文(委任規定)をもってこの条例に委ねています。

自治基本条例の理念を市政において具現化していく上で、とりわけ重要となる市民参画の推進という使命と役割を、この条例は担っています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (3) 市民参画 市政に関する施策(以下「施策」という。)に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。
- (4) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

〔解説〕

第2条は、この条例の解釈に当たり明確にしておかなければならない用語について、定義付けをしています。

第1号について

第1号は、「市民」の定義です。

地方自治法第10条第1項に規定する「住民」は、市町村の区域内に住所を有する自然人と法人をいいますが、この条例でいう「市民」は、それより広く捉え、住民はもとより、通勤・通学者、NPOやボランティア組織、自治会なども含めています。

周辺の地域から多くの人々が集い、活動をしている本市において、まちづくりは、もはや住民の力だけで成り立つものではありません。

政令指定都市となり、周辺の地域からの様々な人々との交流の増加が見込まれる中、これからの本市のまちづくりは、住民だけではなく、本市に関わる多様な人々の力も必要です。多種多様な地域課題に対応するためには、この広義の市民と市が多様な意見や知恵を出し合い、ともに解決策を考えていくことが不可欠なのです。

第2号について

第2号は、「まちづくり」の定義です。

ここでいう「まちづくり」とは、道路や上下水道の整備などの都市計画のようなハード面だけでなく、福祉、環境、産業、教育などすべての分野での公共的な活動をいいます。言い換えると、快適な生活環境や地域社会の安心・安全に寄与する活動を幅広く「まちづくり」と定義付けています。

「公共的な活動」とは、市が行う活動だけでなく、市民が主体的に行う公的要素を含ん

だ活動で、「市政」の範囲よりもっと広い範囲における本市の発展及び市民生活の向上につながる活動をいいます。

「公共」というと、従来は、行政が行うことだとか、行政に任せればよいとの考え方もありましたが、これからは、市民が自主的に、または市議会と市の執行機関と協働してまちづくりを行う時代です。つまり、市民は誰でも「公共の担い手」になれますし、その市民の力をまちづくりでは必要としているのです。

第3号について

第3号は、「市民参画」の定義です。

従来は、施策の立案や実施については、市の執行機関が独自に行い、市民の意見等が反映される機会が十分に確保されているとは言えない状況でしたが、これからは施策を立案し、計画する段階から、施策の評価をする段階に至る一連の過程において、様々な方法で市民が多様な意見や知恵を出し合うことで、市とともに施策について考えていくことが必要です。

「市民参画」とは、施策が決定されるまで、つまり、施策の意思形成・決定までの過程において、市民が様々な方法を活用して市に意見を述べ、提案し、そして合意形成していくことで、施策をより充実したものに仕上げていくことをいいます。

第4号について

第4号は、「実施機関」についての定義です。

第2章で定める市民参画手続等の適用対象となる市の機関の範囲を明確にするために、規定するものです。

「実施機関」は、地方自治法(昭和22年法律第67号)により、独立して実務を管理し、執行する権限を有する執行機関である市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

公営企業管理者と消防長は市長の補助機関ですが、それぞれ執行機関と同等の権限を有するため実施機関とします。

この条例で、定義付けをしなかった用語には、次のようなものがあります。

「市」... 一般的に「市」というと、法人としての静岡市のことを示しますが、市民との対比で使う場合は、市議会と市の執行機関のことを示します。

このように、条文の内容によって判断される用語ですので、あえて定義付けをしていません。

「市政」... 「市政」とは、市民の信託を受けた市議会と市長をはじめとする執行機関が行う地域における行政のことをいい、すでにその概念は定着しているので定義付けをしていません。

（市民参画の基本理念）

第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。

〔解説〕

第3条は、市民参画の基本的な理念を定めたものです。

これまでの市政は、経済成長を背景とした豊富な経営資源をもとに、その運営をすることができました。しかし、少子高齢化社会の到来や成長型社会から成熟型社会への転換など、市政を取り巻く社会環境が大きく変容しつつある中、市の財政についても厳しい状況が続くことが予想されます。

このような中、市においては、十分に地域の実情や市民の意見、ニーズを把握し、多種多様化する地域課題に的確に対応していくことが求められています。

今後、更に多様化する行政需要に対応しつつ、なお一層充実した市政運営を行っていくためには、市民と市が知恵や力を出し合い、手を携えてともに課題解決に向かうことが不可欠となってきます。

これらのことから、本条においては、市民参画が、市民が生活や活動を通して蓄えた豊かな社会経験、知識などを市政に活かし、創造性が豊かで時代や社会が必要とする新たな価値を創り出せる自立した地域社会の実現を目指して行われるべきことを、基本理念として明らかにしています。

（市民参画の基本原則）

第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。

2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。

3 市民参画は、市民と市がそれぞれのもつ特性を生かし、市民と市が対等の立場でお互いの役割を理解しながら行われるべきものとする。

4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。

5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。

〔解説〕

第4条は、第3条の基本理念に基づき、市民参画を推進するために必要となる基本的な考え方や市民と市の共通認識とすべき原則的事項を定めています。

（第1項について）

第1項は、すべての市民に市民参画の機会を保障することを基本的な考え方として、市民参画を推進することを明らかにしています。

市民参画の機会の保障は、原則として、すべての市民を対象としていますが、施策が多種多様であり、それに応じた効果的な市民参画を求める必要から、施策の目的、内容によっては、市民参画が求められる市民の範囲が異なる場合も考えられます。

第2章で定める市民参画手続においても、本項の趣旨に基づき、幅広い市民の意見等を募集する手続（第7条第2項第1号）の実施を原則としています。

（第2項について）

第2項は、市民と市の情報の共有の推進について定めたものです。

市民参画を推進するには、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と市が情報を共有し、ともに施策について考える環境を創っていく必要があります。そのためには、市が積極的に市民に対し市政に関する情報を提供することで、市民と市の情報の共有を推進しなければなりません。

情報の共有は、市民参画の大前提であり、市は様々な方法により積極的に分かりやすく市民に情報を提供していく必要があります。例えば、広報紙や市ホームページの活用、出前講座や公開講座などの開催、報道機関への情報提供などが考えられます。

(第3項について)

第3項は、市民参画を効果的に推進していく上で必要なまちづくりにおける市民と市議会と市の執行機関の関わり方について定めたものです。

まちづくりにおける各自の役割を認識しても、互いが協力・連携しなければ十分な効果を発揮することができません。そのためには、各自が自らの役割、責任を自覚し、お互いの立場を理解、尊重し、手を携えてともに課題解決に向かい合っていくことが必要です。

(第4項について)

第4項は、創意工夫をもって継続・発展的に市民参画を推進していく考え方を明らかにしたものです。

市民参画を効果的に推進するための制度や仕組みは、現在は、まだ発展途上の段階です。多種多様な地域課題に的確に対応していくには、その解決策となる施策の内容により最も適した方法で市民参画を求める必要があります。

市民参画を市民が持つ力を存分に発揮できる実効性のあるものにするには、これからの市民参画の積み重ねやその検証を通じて、制度的及び技術的な研究・開発や環境整備を、市民と市で継続的に行っていく必要があります。

(第5項について)

第5項は、市民参画を効果的に推進していくために不可欠となる市民と市又は市民同士の良好な信頼関係の構築について定めたものです。

この条例で市民参画の制度や仕組みを構築しても、それを市民と市が効果的に使いこなさなければ、望ましい市民参画は実現されません。

これには、市民が市政や地域社会に関心を持ち、市民と市が地域課題を共通の認識とすることで、その解決という共通の目的に向かって、建設的な意見が出る気運を高めていくことが大切です。市民と市の良好な信頼関係に基づいたコミュニケーションを促進することで、一層充実した市民参画を推進していくことが重要です。

（市民の責務）

第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。

3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。

〔解説〕

第5条は、市民参画を推進する上での市民の責任と義務について定めたものです。

（第1項について）

これまで、ともすると「まちづくりを担う公共的な活動」は、すべて行政の守備範囲という考えが、市民と市の双方にあったことは否定できない事実です。

しかし、これからの時代は、市民がまちづくりの主体であるという認識を市民と市の双方がもって、市政に対して、より一層関心をもち、かつ、積極的に関わっていくことが必要であることを第1項では定めています。

（第2項について）

第2項は、市民が市民参画する際には、「市全体の利益」を念頭において、自分が表明する意見や行動には責任を持たなければならないことを定めています。

（第3項について）

第3項は、市民が市政に関わる市民活動に対して理解を深めながら、自らも市民参画をすることで、主体的に地域課題の解決に取り組むことに努めるよう定めています。

(市の責務)

第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。

2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。

3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。

4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。

5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。

6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。

〔解説〕

第6条は、市民参画を推進する上での市の責任と義務について定めたものです。

本条例により市民参画の仕組みを構築し、それを効果的に運用していくためには、その前提として、市民参画を推進するにふさわしい土壌の形成が必要不可欠であり、本条に規定する市の役割は、市民に根付いた市民参画の制度とするために重要な意味をもつものです。

(第1項について)

第1項は、市の姿勢として、この条例で規定する市民参画を推進していく視点を持ち、市政の運営に当たらなければならないことを定めています。

ただし、市民参画を推進した市政運営において、施策に市民の意見等を取り入れた場合でも、その結果責任を市民に転嫁するということはありません。市は、市民の信託の上に成り立つ行政の責任者として、総合的な視点に立って、市民の意見等を採用すべきかどうかを十分に検討して、その結果に責任を負わなければなりません。

(第2項について)

第2項は、市が市民参画を推進する上で必要な情報については、市民からの請求や申出を待って対応するのではなく、自ら積極的に、かつ、分かりやすく市民に提供しなければならないことを定めています。

市民参画を推進するためには、その前提として、市民に対し十分な情報提供が行われ、市民と市で情報を共有していくことが不可欠になってきます。

（第3項について）

第3項は、市が市政についての説明責任を負うものと定めています。

市は、市民からの質問や要請に対し、適切に、かつ、誠意をもって応答する責任があるだけでなく、市政について自ら説明していく必要があることを規定したものです。

市が市政運営において、十分に説明責任を果たしていくことは、市民参画の推進や情報の共有化を図る上で、最も基本的な原則となります。

（第4項について）

第4項は、市は、より多くの市民が市政に参画できるよう、市民に対し、積極的な市民参画の機会の提供をするよう努めなければならないことを定めています。

（第5項について）

第5項は、市は、様々な市民の意見を的確に把握して、有益な意見やアイデアについては、積極的に市政に反映することに努めなければならないことを定めています。

とりわけ、現代の潜在化する市民意見や市民ニーズに対応するためには、市民からの問題提起を待つのではなく、市が自ら市民の中に積極的に入っていき、問題点を発掘していくことが求められています。

（第6項について）

第6項は、市は、市民参画に係る広報活動などを実施するだけでなく、建設的な市民の意見等については積極的に市政に反映させるなど、日常の実践の中で市民参画への意欲の高揚や動機づけを図ることで市民意識を醸成し、もって様々な市民活動の成果が上がり、本市のまちづくりが促進されるよう努めなければならないことを定めています。

市民活動の促進については、本条例の施行日と同じ平成19年4月1日に「静岡市市民活動の促進に関する条例」が施行され、この条例で市民活動の促進に関する本市の基本方針を明らかにしています。この条例は、市民活動の理念やその促進に関する基本原則などを定めることで、総合的に市民活動を促進し、市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図ります。具体的には、市民活動への市民の参画の促進、市民活動団体の支援、協働事業の促進などの役割を担います。

「静岡市市民活動の促進に関する条例」を効果的に運用することで、様々な具体的な事業が展開され、市民活動が一層促進されることが期待されます。この意味で、2つの条例は、自治基本条例の理念を具現化していく上で、非常に重要な役割を担っています。

第2章 市民参画手続の実施等

第2章は、市民参画手続などの具体的な市民参画の制度（仕組み）や実施機関等が市民参画を推進するために担う役割を定めています。第1節では「市民参画手続の内容」、第2節では「市民が自発的に提出した意見等の取扱い」、第3節では「市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割」について規定します。

第1節 市民参画手続の内容

（市民参画手続）

第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続（以下「市民参画手続」という。）を実施するものとする。

2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。

（1）広く意見等を募集するための手続

（2）集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続

（3）会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続

〔解説〕

第7条は、市民参画手続の目的、基本的な考え方、方法などを定めています。

これまでも、本市では市民参画のための手続は行われてきましたが、その手続に関する統一的な基準がなく、施策を担当する課の裁量に委ねられるところが大きかったため、その取扱いには差異が生じる場合もありました。

そこで、本条では、このような状況を改善し、自治基本条例第10条第1項の規定する市民の「市政への参画権」を制度的に保障するために、市民参画手続を導入しています。市民参画手続は、市民参画に関する統一的な基準を設け市民と実施機関の共通のルールとするとともに、市民参画を効果的に活用した施策の遂行を手続化することで、一層の市民参画の推進を図ることを目的としています。

本条においては、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響などを勘案し、必要であると認められるものについては、市民参画手続を積極的に行っていくことを規定しています。

なお、第10条で定める市民意見聴取の方法も市民参画手続で行うこととなりますが、同

条第1項各号の規定に該当するものは、自治基本条例第21条に規定する「まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更」であり、これは、本市において必ず市民参画手続を行わなければならない事項を具体的に明記したものです。

（第1項について）

第1項は、市民参画手続の目的及び手続を実施する上での基本的な考え方を規定しています。

従来は、施策の立案や実施については実施機関が独自に行い、市民の意見等が反映される機会が十分に確保されているとは言えない状況でしたが、これからは、施策を立案し、計画する段階から施策を評価する段階に至るまでの一連の過程において、実施機関が必要であると認める場合には、各段階を問わず市民参画手続を行うべきことを明らかにしています。施策は、マネジメントサイクル（PLAN（立案） DO（実施） SEE（評価））に基づき進捗管理されます。

「施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち」とは、市政運営の基本原則を明らかにしている自治基本条例第11条（市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。）の規定を受け、その趣旨を市民参画手続の目的や基本的な考え方に反映させたものです。

自治基本条例第11条は、同条例第10条の「市政への参画権」に対応する規定となります。

「施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合」とは、施策に対する市民の関心や施策の市民に与える影響などのほか、実施機関として施策の遂行上の効率性にも配慮した上で総合的に勘案し、市民参画の必要性を認める場合をいいます。

市民参画手続には、費用も時間もかかるため、制度の濫用は実施機関だけでなく、市民にも多くの負担を求めることにもなります。市政運営において市民参画を推進していくことは、極めて重要なことですが、そのためにあまりにも時間をかけ、結果的に決定を先延ばしにすることになると、市政運営を停滞、硬直させることにもつながります。そのため、実施機関は、市民の信託の上に成り立つ行政の責任者として、総合的な視点に立って、市民参画を効果的に推進することになります。

市民参画手続の方法、実施原則、提出された意見等の取扱いなどの具体的な手続内容については、第2項、第8条及び第9条で規定しています。

(第2項について)

第2項は、市民参画手続の方法を規定しています。第1号から第3号までには、市民参画をするための手続を目的・形態別に区分し、その区分に応じて、具体的な方法は規則で定めることとなります。

規則で具体的な方法を定める理由は、市民参画手続の方法は、現在としては、下記の4つの方法が広く一般的に活用されていますが、その他にも今後新たに有効な方法が見いだされることも十分に考えられます。市民参画の方法は、まだ発展途上の段階でもあることから、条例では市民参画手続としてとるべき3つの手続の類型を明記し、それに対応する具体的な方法は規則で定めることとしました。規則においては、市民と実施機関の双方で試行、検証し、実績を積むことで、随時、より効果的な方法を見だし規定していくことを予定しています。

規則で定める市民参画手続の方法

「第1号該当」

市民意見提出手続の実施

市民意見提出手続とは、実施機関が、施策の案や趣旨などを公表し、それに対し広く市民の意見等を募り、提出された意見等を参考にして施策を決定し、市民の意見等の概要、それに対する実施機関の考え方を公表する一連の手続（一般的には、パブリックコメント手続と呼ばれます。）をいいます。

市民意見提出手続は、意見等の提出方法（文書の持参、郵送、ファクシミリ、インターネットの活用など）が多様であり、市民が容易に意見等を提出することができることから、幅広く市民の意見等を求める場合に適しています。

一方で、市民と実施機関及び市民相互の対話や議論等をする機会がないことから、施策についての合意形成を図ることは難しい面があります。

また、市民の意見等の提出数の多寡を問題とするものではありません。市民意見提出手続で重要なのは、提出された意見等の内容です。市民意見提出手続の制度としての趣旨は、施策に効果的で有用な市民の意見等を積極的に施策に反映していくことです。

市民意見提出手続の具体的な内容は、条例施行規則第2章第2節に規定しています。

「第2号該当」

意見交換会の開催

意見交換会とは、実施機関が、施策の趣旨や内容などを説明し、それに対する市民と市の意見交換を通じて、市民の意見等を聴取するための集会をいいます。

意見交換会は、市民と実施機関が対話による双方向性のある意見交換を行うことにより、施策についての考え方を双方に明確に伝えることができます。

また、実施機関が、施策についての説明を直接行うため、きめ細やかな説明が可能となり、施策についての市民の理解を深める効果もあります。

意見交換会の具体的な内容は、条例施行規則第2章第3節に規定しています。

「第3号該当」

市民ワークショップの開催

市民ワークショップとは、実施機関が、施策について、ファシリテータの進行のもとに、市民と市及び市民相互の多様な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出しながら、一定の方向性を見いだすための会議をいいます。

最近では、行政でも比較的多く取り入れられつつある方法であり、市民との効果的な合意形成を図る上では、非常に有効な方法です。市民ワークショップは、「誰もが自由に意見を言える環境作り」と「参加者の創造行為と合意形成」に焦点をおいており、なにより形式張っていない点が特徴です。

市民が自由な意見を出し合い、多様な共同作業を通して合意形成を図るということから、参加した市民にとっても充実感が得られる点や市民の知恵やアイデアが様々な意見を通し集積される点においても非常に効果的な方法です。

ファシリテータとは、中立的な立場から参加者の発言を促進し、より多くの参加者が議論に参加できるよう、会議の進行をする者をいいます。ファシリテータは、参加者に気を配りながら相互の関係を活性化させ、様々な工夫を行うことで、会議をスムーズに進行していく役割を担います。

市民ワークショップの開催に当たっては、参加者の役割の明確化や施策の進め方への信頼感を構築する上でも、議題、作業内容、実施回数及びファシリテータの役割分担などの市民ワークショップの開催内容をあらかじめ参加者に説明し、理解してもらうことが重要です。

市民ワークショップの具体的な内容は、条例施行規則第2章第4節に規定しています。

審議会等への付議

審議会等とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びその審議、協議等の結果を市政に反映させることを主な目的として、規則、訓令、要綱等に基づき設置する協議会、委員会その他の合議制機関をいいます。

審議会等への付議による方法は、実施機関が、施策に関する特定のテーマについて審議会等へ諮問等を行うことで、提言や報告等を求める一連の方法をいいます。

審議会等への付議は、市民を含む特定の委員により、継続性のある深い議論ができ、合意形成を図る上で効果的な方法です。一方で、参加できる市民がごく一部に限られ、また、委員として活動時間の確保が困難な市民は参加しにくいという面があります。

従来の審議会等は専門的・技術的知識や学識経験等の活用が主流でありましたが、現在では、地域課題や市民ニーズの多様化に伴い、市民の意見等の反映の機会をいかに審議会等の機能に加えていくかが重要になっています。

この機能が十分に発揮されるためには、委員の構成において、積極的な公募による委

員の選任や幅広い各界各層からの適切な人材の選任などに努める必要があります。

審議会等の設置及び運営の内容は、条例施行規則第2章第5節（第8条）の規定により、別に定める「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」で具体的に定めています。

本条例の運用においては、同指針に基づき設置する審議会等のうち、公募委員又は指名その他の方法により選任された市民委員（以下「公募委員等」という。）を含む審議会等への付議を市民参画手続の方法として取扱います。

市民参画手続が必要な事項を付議する審議会等は、原則として、委員に公募委員等を加えなければなりません。

(市民参画手続の実施原則)

第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。

2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。

3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。

〔解説〕

第8条は、市民参画手続を実施する上での原則を定めたものです。

(第1項について)

「第7条第2項第1号(広く意見等を募集するための手続)に該当する方法」とは、具体的には規則で定める市民意見提出手続(一般的には、パブリックコメント手続と呼ばれます。)になります。

この方法の特徴は、意見等の提出方法が多様であり、意見提出に係る市民の負担も軽減されることから、幅広い市民が意見等を提出することができるという点にあります。この方法の意見等の提出方法は、担当課への文書の持参だけでなく、郵送、ファクシミリ、インターネットを活用した方法などがあり、会場などへ出向かなくとも意見等の提出が可能です。このことは、市民参画手続の対象となる施策に直接的に関わる受益者、担い手などの立場からだけでなく、納税者、専門家、障害者などの様々な立場からの意見等を聴取することを可能とします。

これにより、自治基本条例第10条第1項で規定する市民の市政への参画権を広く保障するという観点から、広く意見等を募集するための手続(具体的な方法としては「市民意見提出手続」)の実施を原則としました。

上記の理由から、市民参画手続を実施する場合には、広く意見等を募集するための手続(具体的な方法としては「市民意見提出手続」)の実施を原則としますが、施策の内容は多種多様であり、また、その立案から実施、評価に至る一連の過程における様々な状況の中で、最も適切で、効果的な市民参画手続が必要になってくることから、市民意見提出手続の実施を一律に義務付けることは適切でない場合もあります。

市民参画手続の方法には、それぞれ特性があることから、第2項(複数の方法の実施)

及び第3項（適切な時期での実施）で規定する基準に基づき、施策により適切な方法を選択する必要があります。このことから、例外として、市民意見提出手続以外の方法により実施することが適当と認める場合においては、市民意見提出手続に代えて他の方法により市民参画手続を実施することができることとしました。

「他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合」とは、施策の内容が次に掲げる事項に該当する場合などが考えられます。

- (1) 高度に地域性を有するもの
- (2) 対象市民が非常に限定的であるもの
- (3) 利害調整等による合意形成を最重要とするもの
- (4) 高度に技術的な専門性を有するもの
- (5) 施策の運営管理を目的とするもの

（第2項及び第3項について）

市民参画手続の方法には、それぞれに特性があり、施策の内容により効果的な方法や実施時期は異なってきます。また、市民参画をしやすい方法が、個々の市民によっても異なってきます。このため、市民参画を推進するためには、施策の内容に応じ、市民参画手続の結果を最も効果的と思われる時期に効果的な方法を実施する必要があります。第2項及び第3項では、実施機関が市民参画手続を効果的に運用し、市民参画の質的充実を図るための実施原則を規定します。

第2項は、市民が広く市政に参画できることを原則として、施策の内容に適した効果的な市民参画手続を運用するために、実施機関が、複数の市民参画手続の方法の実施に努めるよう規定したものです。努力規定としたのは、施策によっては複数実施する必要のないものもあり、施策を遂行する上での効率性も実施機関は考慮する必要があるためです。

第3項は、実施機関が、市民参画手続を実施すべき適切な時期について規定したものです。「適切な時期」については、一般的には、できるだけ早い時期に市民参画手続を行うことが効果的であると考えられます。しかし、施策が多様であることから一概に早い段階での市民参画手続の実施が効果的であるとは限りません。そこで、施策の内容に応じ、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める「適切な時期」に市民参画手続を実施することを実施機関に義務づけをしました。

（提出された意見等の取扱い）

第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。

2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条に規定する非公開情報（以下「非公開情報」という。）を含む場合は、この限りでない。

〔解説〕

第9条は、市民参画手続によって提出された意見等の取扱いについて定めたものです。

（第1項について）

市民参画手続で、市民の意見等を聴いても、それを実施機関が聴きっぱなしにしたのでは何の意味もなく、市民参画の制度としての意義は完全に失われます。このため、第1項では市民参画手続で提出された市民の意見等を、実施機関が誠実かつ十分に検討して積極的な施策への反映に努めるよう規定しています。

（第2項について）

第2項は、第1項で規定した市民の意見等の検討結果や施策への反映状況を、実施機関が公表することを義務付けます。実施機関が、これらを明らかにし、説明責任を果たすことで、第1項の実効性を確保するとともに、施策の決定過程の透明性を高め、市民の施策に関する理解を深めることを目的とします。

公表内容は、「提出された市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方」になりますが、公表内容に静岡市情報公開条例で定める非公開情報が含まれるときは、その部分は公表しないこととします。

(自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取)

第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取(以下「市民意見聴取」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。

- (1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。
- (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。
- (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。

- (1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。)
- (2) 法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの
- (3) 実施機関の内部の事務処理に関する事項
- (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項
- (5) 軽易な事項
- (6) 緊急を要する事項

〔解説〕

第10条は、自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取の手続を定めたものです。

(第1項について)

自治基本条例の第21条の規定は、市の執行機関(この条例の実施機関と同義)が「まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更」をする場合には、市民から意見を聴くことを義務付けたものです。しかし、単に市民の意見を聴くだけでなく、聴取した意見を十分に検討し市政へ反映していくことがこの規定の趣旨となります。このことから、市民意見の聴取の手続は、市民参画手続により行うことを規定しています。

第1号から第4号までは、市民意見の聴取の対象事項を規定しています。

手続については、市民参画手続により行うことから、第1号から第4号までに該当する対象事項は、本市において必ず市民参画手続を実施しなければならない事項として明記さ

れています。

第1号について

都道府県や市町村は、必要があるときは、条例で市民に義務を課し、または市民の権利を制限することができます（地方自治法第14条第2項）。このような条例は、市民生活などに重大な影響を与えるものであり、市民の理解や協力が不可欠です。また、義務の内容や権利制限の程度などの条例の内容の合理性を十分に検討することも必要です。これらのことから、このような内容の条例の制定改廃をする場合には、市民意見聴取を義務付けています。

例としては、自転車等の駐車秩序に関する条例、都市景観条例、法定外公共物管理条例、路上喫煙による被害等の防止に関する条例などがあります。

第2号について

「市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等」は、市政全般や環境、福祉、教育分野などの各行政分野における長期的な展望に基づく不変的な理念や基本的な方向性を明らかにしたものです。市民と市がともに将来に対する共通の目標や認識を持って、これらの条例、規則等に基づいた市政を展開していくためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、これらの条例、規則等を制定改廃する場合には、市民意見聴取を義務づけています。

「条例、規則等」には、条例、規則のほか、教育委員会などの行政委員会が定める規程などが含まれます。

例としては、自治基本条例、男女共同参画推進条例、環境基本条例、保健福祉基本条例などがあります。

「市政及び各行政分野の基本的な事項を定める計画等」は、市政全般や環境、福祉、教育分野などの各行政分野における長期的展望に基づく基本的な方向性や総合的な施策展開の構想を明らかにしたものです。市民と市が将来に対する共通の目標や認識を持って、これらの計画等に基づいた施策や事業を進めていくためには、市民の理解と協力が不可欠であることから、これらの計画等の策定や変更を行う場合には、市民意見の聴取を義務付けています。

「計画等」には、構想、指針、方針等の名称は問わず、上記の要素を持っているものは含まれます。

例としては、総合計画、地域福祉計画、障害者福祉計画、文化振興ビジョン、生涯学習大綱などが挙げられます。

第3号について

大規模な公の施設の設置に当たっては、多くの市民に関わることであり、限られた財源

からの多額な投入があるため、その財源を有効に活用し、市民のニーズに応じた利用しやすい施設としていくことが一層求められ、市民の関心も高い事項であることから、大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定や変更を行う場合には、市民意見の聴取を義務付けています。

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（地方自治法第244条第1項）のことをいい、多くの市民が利用する施設になります。

例としては、公民館、図書館、学校、公園、道路などが挙げられます。

「大規模な公の施設」とは、総事業費（建設費、用地取得費などの設置に係る総経費）がおおむね10億円以上、または建設費（調査設計費、工事費等）が概ね3億円以上の公の施設のことをいいます。

「基本的な計画」とは、公の施設の新設や大幅な改修をする場合の基本構想や基本計画などの建設計画のことをいいます。

第4号について

第4号は、施策の多様性を考慮して、第1号から第3号までに該当しなくても、その内容がこれらに類似し、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認める場合には、市民意見の聴取を義務付けています。

例としては、市の基本的な方針等を定める憲章、宣言等の策定や公の施設には該当しないが市民生活等に重大な影響を与えると考えられる市庁舎や廃棄物処理場などの施設の設置などが想定されます。

（第2項について）

第2項は、第1項各号に掲げる事項のうち、市民意見聴取の対象としないことができるものについて定めたものです。

第1項各号に該当する市民意見聴取の対象事項であっても、施策によっては、市民の意見等を反映させる余地がなく市民参画を行う必要のない場合や災害時等の緊急事態のように時間的な制約によって市民意見聴取を行うことができない場合などがあり、市政運営における効率性と迅速性などの観点から、市民意見聴取を行わないことができるものを定める必要があります。

ただし、本項は、各号のいずれかに該当するものであっても、市民参画を推進する観点から、市民意見聴取を行うことが適当である場合は、市民意見聴取の実施を妨げるものではありません。

第1号について

第1号は、市税の賦課徴収などの金銭の徴収に関するものについては、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

地方自治法第74条第1項では、直接請求のひとつである条例の制定改廃の請求において、地方税の賦課徴収や分担金、使用料、手数料の徴収に関するものについては、その対象外としています。これについては、地方自治体の財政的基盤を危うくし、その存続を脅かす可能性があると考えられるためです。

このことは、金銭の徴収に関することについて全般的に共通する考え方になることから、第1号には、金銭の徴収に関するすべてのものが該当することになります。

ただし、地方税法第5条第3項により法定外普通税を起す場合や同法第7項により法定外目的税を起す場合は、市の政策的判断に基づくものであり、市民に与える影響の重さを考慮し、市民意見聴取の対象とします。

また、金銭の徴収に関するものであっても、市民参画を推進する観点から、市長が特に必要があると認める事項は、市民意見聴取の対象とすることができます。

「その他金銭の徴収」とは、分担金、使用料、手数料及びこれらに類する金銭の徴収をいいます。

第2号について

第2号は、法令等に一定の基準が定められているものにおいては、その法令等の基準に基づいて行うこととなり、そこに市の裁量権がなく市民の意見等を反映する余地がない場合にあっては、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

この条例でいう「法令等」とは、法律と命令に条例と規則を含めた総称を指します。

第3号について

第3号は、実施機関の内部の事務処理に関するものについては、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

これは、実施機関の内部の事務においては、実施機関が自らの責任と意思で決定すべき事項であることから、市民意見聴取を行わないことができることとしたものです。

本号に該当する事項とは、実施機関の内部にのみ適用されるものをいいます。例えば、会計や職員の人事に関する事務処理などがあります。

第4号について

第4号は、法令や他の条例との制度の調整を図るため、これらに個別に市民の意見を聴取する手続が定められているものについては、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

施策の中には、法令や他の条例の規定により、公聴会や審議会等などの市民の意見を聴取する手続を経ることを義務付けられているものもあります。

ただし、これらの中には、法令や他の条例で定められた手続以外の手続を行うことを禁止しているものや想定していないものもあると考えられます。このため、本条例に基づく市民参画手続の規定と法令や他の条例に基づく手続の規定の内容が衝突しないよう、法令

や他の条例の規定が優先されることになることを定めています。

ただし、法令や他の条例に反しない限りにおいて、本条例に基づく市民参画手続を行うことが必要と認めるときは、その実施を妨げるものではありません。

第5号について

第5号は、軽易な内容のものについて、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

これは、政策的な判断を要しない軽易な内容にあつては、市民意見聴取を行わないことができることとしたものです。

本号に該当するものとしては、例えば、第1項に該当する条例における法令の改正による引用条項の改正などがあります。このように施策の内容の変更はなされず、形式的な部分においてのみ変更をする場合などが、本号に該当することになります。

第6号について

第6号は、緊急を要するものについて、市民意見聴取の対象としないことができるとしたものです。

これは、災害や不慮の事態が生じた場合、時間的な制約があり、その意思決定に緊急性、迅速性が求められ、市民意見聴取を行ってからでは間に合わないものなどにあつては、市民意見聴取を行わないことができることとしたものです。

本号に該当する事項とは、施策の意思決定に迅速性が求められ、その意思決定までに市民意見聴取を行う時間を費やすことができないもの、又は適当でないものをいいます。

（実施計画の策定及び公表）

第11条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。

〔解説〕

第11条は、市民参画手続の実施計画の策定とその公表について定めたものです。

（第1項について）

第1項は、実施機関が市民参画手続を実施する場合には、あらかじめ年間の実施計画を策定することを義務付けたものです。

第8条の実施原則に基づく市民参画手続の運用に当たっては、施策の決定までの「どのような時期」に「どのような方法」で市民参画手続を実施したら、市民の意見等を施策に効果的に反映できるかという比較的長期的な視点であらかじめ計画を策定し、その準備をする必要があります。

市民参画手続は、市民参画を推進する上で極めて重要なものになりますが、施策によっては相当な時間や予算を費やす場合もあり、施策を進めていく上での効率性の検証も含め、その計画性やスケジュール管理は重要なものになってきます。

（第2項について）

第2項は、第1項による市民参画手続の実施計画の取りまとめとその公表を市長に義務付けたものです。

これは、幅広い市民が市政へ参画できるよう、市全体の年間計画の一覧をあらかじめ市民に周知することによって、市民が関心のあるテーマについて事前に検討の準備ができるようにしたものです。

(実施状況の公表等)

第12条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第27条第1項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会（以下「市民自治推進審議会」という。）に報告をするとともに、これを公表しなければならない。

〔解説〕

第12条は、市民参画手続の実施状況の公表などについて定めたものです。

(第1項について)

第1項は、実施機関が第11条の実施計画に基づき市民参画手続を実施した結果を、市長に報告することを義務付けたものです。

(第2項について)

第2項は、第1項の実施機関からの実施報告の取りまとめとその公表及び静岡市市民自治推進審議会への報告を、市長に義務付けたものです。

前年度の実施状況を公表することで、市民参画手続が適正に運用されているかどうかを、市民が確認できるようにしています。

また、市民自治推進審議会への報告については、同審議会が第18条で定める市民参画の推進に係る主体的な役割を担い、市民参画手続について事後評価を行う必要があるため、その適正な運用を確保するためになされるものです。

第2節 市民が自発的に提出した意見等の取扱い

(市民が自発的に提出した意見等の取扱い)

第13条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての的確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。

〔解説〕

第13条は、第1節で定める市民参画手続のほかに、市民が自発的に実施機関に意見等を提出した場合のその取扱いについて定めたものです。

市民参画手続は、基本的に実施機関から施策についての案などの一定のテーマを市民に提示することによって、市民の意見等を聴取し、それを施策に反映していく仕組みですが、市民の意見等には、日常の市政に関する情報などに基づき自発的に寄せられるものも数多くあります。

このように自発的に寄せられる市民の意見等の取扱いにあっては、どの窓口でどの職員が受けても、できる限り早く、公正かつ適切に検討することで、効果的な市政運営のために活かしていく必要があります。

また、個々の意見等の対応に留まっている限りは、市政への効果的な反映は困難であり、寄せられた意見等を情報源として市全体で共有していくことが重要です。

本市では、現在、日々様々な方法で寄せられる意見等の受入れを「市民の声システム」により集約する制度を設けていますが、市民参画を一層推進するためにも、実施機関が市民の提案などを効果的かつ的確に市政へ反映するための仕組みや内部体制を充実させていくが必要となってきます。

第3節 市民参画手続等の前提としての実施機関等の役割

(市民意向の把握)

第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。

〔解説〕

第14条は、市民意向を積極的に把握することを、市政運営の責任者としての実施機関が担う役割として定めています。

市民参画手続や第13条に基づく市民の意見等の収集以外にも様々な方法により、実施機関が積極的に市民意向を把握するとともに、その効果的な市政への反映に努めるよう規定したものです。

市民参画手続をより効果的に運用するには、事前に市民意向を的確に把握し、課題を整理・分析すること、いわゆる行政マーケティング()を行うことで、地域の課題を明確にする必要があります。課題が明確にならなければ、その解決を図る手段となる施策の目標や立案方針が曖昧になり、施策の形成過程に実施する市民参画手続の効果的な運用も期待できません。また、課題が明確にならなければ、その課題が市民と市との共通認識とはならず、課題解決という共通の目的に向かってともに考えていくという市民参画の土壌となる気運は高まりません。そのため、実施機関は、市政運営において、市民意向を的確に把握するとともに、市政についての情報を市民に積極的に提供することで地域課題を適切に見極めていく役割を担うことが求められています。

「市民意向」とは、相当数の市民が保有している認識、評価、期待、感覚などをいいます。

市政に関する市民の意識調査の方法としては、市民ニーズを統計的に把握するために実施する「アンケート調査」や特定の市民に意見等を求める「モニター制度」などの広聴活動があります。

「市民との対話による意見交換等の機会」には、市民の求めに応じ、実施機関が自ら地域に出向き説明会や勉強会を行う「出前講座」や行政機関としての専門性を活かして開催する「公開講座」「市民講座」をはじめとする各種講座(生涯学習を目的とする学習機会)などがあります。

市政についての意見等を持っていても、様々な理由により、それを表明することのない

市民（いわゆる「サイレントマジョリティ」）が現実には多く存在しますが、このような潜在化する声なき声に対して、実施機関が受身の姿勢をとっていると、広く、正確に市民意向を把握することは困難になるといえます。多様化する行政需要に的確に対応して市政を運営していくためには、実施機関が自ら積極的に市民の中に出向き、潜在化する市民ニーズを的確に把握することも重要です。

行政マーケティング

マーケティングとは、企業が商品・サービスに対する消費者のニーズを調査し、供給する商品・サービスや販売活動の方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑にする活動のことです。行政マーケティングとは、この手法を行政活動に取り入れ、市民のニーズや満足度などを専門的、総合的に調査分析して、政策立案など都市経営に活かしていく活動のことをいいます。

(行政需要への適切な対応)

第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。

2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。

〔解説〕

第15条は、市民参画手続等を実施するしないにかかわらず、施策を遂行していく上で、行政需要に適切に対応していくために実施機関や職員が担う役割について定めています。

(第1項について)

第1項では、施策の立案、実施及び評価の各段階で行われる行政評価の公表やその他の行政プロセスにおける情報を積極的に分かりやすく市民に提供することを実施機関に義務付けることで、市民との一層の情報共有を図ることを目的とします。

これは、公正で透明な開かれた市政運営の実現を図るとともに、立案から評価までの行政プロセスの各段階での情報を市民と共有することで、地域課題の解決に向けて市民と実施機関がともに知恵を出し合い、考えていく環境を整える必要があるためです。

「行政評価」は、実施機関がより効果的に業務を執行できるよう、業務の達成状況などを具体的に評価する手法で、業務の事前、事中、事後の各時点を捉えて行われます。

現在、本市においては、事務事業を対象に行政評価を実施しています。

(第2項について)

第2項は、実施機関の職員の責務として、行政の専門家としての立場から、その専門性や行政の現場における経験などを活かし、様々な情報を検討し、分析することで施策に効果的に反映していくことを明らかにしています。

多種多様化する地域課題への確に対応していくためには、市民参画と相まって施策についての職員の専門的な知識や行政の現場における経験などを十分に発揮して、効果的な施策の運営をしていくことが必要です。そのためには、職員は、この章にある市民参画手続などの方法により得た市民の意見等やその他の情報を蓄積し、貴重な情報資源として分析・検討して有効に活用していくよう努めなければなりません。

第3章 住民投票手続

住民投票制度は、間接民主主義制度を補完し、住民の総意を的確に把握するための制度です。自治基本条例では、この趣旨を尊重し、市政の適切な運営に資するため、住民投票について定めています。

第3章では、自治基本条例第26条第3項の規定に基づき、この住民投票の実施の請求についての具体的な手続を定めます。

(住民投票の実施請求権を有する者等)

第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票（以下「住民投票」という。）の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿（住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。）に登録されたものとする。

(1) 年齢20歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日（他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日）から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に登録されているもの（永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票（次号において「外国人登録原票」という。）に居住地を静岡市として登録され、又は同法第8条第1項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に登録される期間を通算した場合に3月以上の期間となるもの）

(2) 年齢20歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日（外国人登録法第8条第1項の規定による申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日）から3月を経過したもの

2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。

〔解 説〕

第 16 条は、自治基本条例第 26 条第 1 項に規定する住民投票の実施の請求ができる者やその請求に必要な署名数の告示について具体的に定めています。

（第 1 項について）

第 1 項は、住民投票の実施の請求ができる者の範囲を規定しています。住民投票の実施の請求を行うためには、次の各号のいずれかに該当し、規則で定める住民投票実施請求資格者名簿に登録されていなければなりません。

第 1 号について

第 1 号は、日本国民に関する規定です。

日本国民は、次の要件を満たす場合、住民投票の実施の請求を行うことができます。

年齢が 20 歳以上であること。

静岡市で住民票を作成された日から引き続いて 3 カ月以上静岡市の住民基本台帳に登録されていること。または、他の市町村から静岡市に住所を移した者で、届出をした日から引き続いて 3 ヶ月以上静岡市の住民基本台帳に登録されていること。

第 2 号について

第 2 号は、永住外国人に関する規定です。

永住外国人は、次の要件を満たす場合、住民投票の実施の請求を行うことができます。

年齢が満 20 歳以上であること。

外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあって、かつ登録の日から 3 カ月以上経過していること。

なお、永住外国人の範囲については、第 2 項で定義しています。

（第 2 項について）

第 2 項は、永住外国人の範囲について規定しています。

永住外国人とは、第 1 号に規定する永住者と第 2 号に規定する特別永住者のことをいいます。

（第 3 項について）

第 3 項は、住民投票の実施の請求に必要な署名数を告示する規定です。

市長は、住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた後直ちにその総数の 50 分の 1 の数を告示することにより、住民投票実施請求に必要な署名数を広く市民に周知することになります。

関係法令（第2項関係）

（第1号関係）

『入国管理及び難民認定法』

別表第2

在留資格	本邦において有する身分又は地位
永住者	法務大臣が永住を認める者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者(以下「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

（第2号関係）

『日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法』

（法定特別永住者）

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

1 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和27年法律第126号)(以下「旧昭和27年法律第126号」という。)第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和40年法律第146号)(以下「旧日韓特別法」という。)に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法(以下「旧入管法」という。)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

（特別永住許可）

第4条 平和条約国籍離脱者の子孫で出生その他の事由により入管法第3章に規定する上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなるものは、法務大臣の許可を受けて、こ

の法律に定める**特別永住者**として、本邦で永住することができる。

～ 省略

第5条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫で入管法別表第2の上欄の在留資格（永住者の在留資格を除く。）をもって在留するものは、法務大臣の許可を受けて、この法律に定める**特別永住者**として、本邦で永住することができる。

～ 省略

（住民投票の請求に関する処置等）

第17条 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第1項の規定による請求を受理した日から20日以内に市議会を招集するものとする。

2 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定による付議の結果を同条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。

3 前条及び前2項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。

【解説】

第17条は、第16条に定めるもののほか、住民投票の実施の請求に関して必要な処置を定めています。

（第1項について）

第1項は、住民投票の実施の請求を受理した後の市長が行う市議会への付議について規定しています。

住民投票の実施の請求については、請求が受理された後、すみやかに市議会で審議する必要があるため、その期限を20日と定めるものです。

（第2項について）

第2項は、住民投票の実施の請求についての市議会への付議の結果を、請求代表者に通知するとともに、市民へ公表することを市長に義務付けています。

（第3項について）

第3項では、第16条、第17条第1項及び第2項に規定するもののほか、住民投票の請求の処置等について必要な事項を規定しています。

具体的には、地方自治法の規定を準用し、請求の要旨の公表（法第74条第2項）、意見を述べる機会の付与（同条第4項）、署名の収集のできない期間（同条第6項）、署名簿の署名の委任（同条第7項）、氏名代筆者としての署名（同条第8項）、署名簿の審査等（法第74条の2第1項）、署名簿の縦覧（同条第2項）、署名簿の縦覧期間及び場所の告示等（同条第3項）、関係人による署名の異議申出（同条第4項）、署名の異議の申出に対する決定等（同条第5項）、有効署名数の告示等（同条第6項）、法令の定める正規の手続によらない署名等の無効（法第74条の3第1項）、詐欺等に基づく異議の申出による署名の無効（同条第2項）、署名の効力を決定する場合における関係人の出頭等（同条第3項）の規定の例

によるものとしています。

その他、住民投票の請求の処置等に関し必要な詳細な事項は、規則で規定します。

第4章 市民自治推進審議会の役割

第4章の静岡市市民自治推進審議会とは、自治基本条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図ることを目的として、自治基本条例第27条第1項の規定に基づき設置する審議会です。

(市民自治推進審議会の役割)

第18条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第27条第2項に規定する所掌事項のほか、第12条第2項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。

〔解説〕

第18条では、自治基本条例第27条第2項に掲げる所掌事項のほかに、市民参画の一層の推進を図るために、市民自治推進審議会の役割や機能について定めています。

市民自治推進審議会は、第12条第2項の市民参画手続の実施状況の報告があった場合には、その運用状況を検証することで、市民参画手続の効果的な運用について、市長に意見を述べることができます。また、審議全般を通じて市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合にも、市長に意見を述べることができます。

第5章 雑 則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

〔解 説〕

第19条は、この条例を施行する際の必要な事項は、規則に委任することを定めたものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、現に施策について立案、実施又は評価の手続を開始している場合であって、第2章第1節の規定による市民参画手続を実施することが困難であると市長が認めるときは、同節の規定は、適用しない。

〔 解 説 〕

この条例の附則について定めたものです。

(第1項について)

第1項は、この条例の施行期日について定めたものです。

施行期日は、平成19年4月1日としています。

(第2項について)

第2項は、この条例の施行前に既に立案、実施又は評価の手続を開始している施策について経過措置を定めたものです。

この条例の施行期日の前日までに、立案、実施又は評価の段階において既に着手又は着手の準備が進められている施策について、時間的な制約その他市民参画手続を実施することが困難であると市長が認める場合は、第2章第1節の規定は適用しないこととしたものです。

これは、既に施策のスケジュールが定められており、市民参画手続を行うこととなると大幅にその修正が必要になるなど円滑な市政運営に支障が生じる場合があるためです。